

福島県の漁業復興に向けた取組

福島県水産試験場 漁場環境部長 根本芳春

福島県の沿岸漁業は、東日本大震災により甚大な被害を受け、さらに東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」)の事故により、長期間にわたり操業の自粛を余儀なくされています。しかし、事故から約7年が経過した現在、海産魚介類の放射性セシウムはほぼ無くなり、ようやく本格操業への光がみえ始めました。今回は、福島県海産魚介類の安全性や漁業復興に向けた取組について紹介します。

福島県海産魚介類の放射線モニタリングは、事故直後の2011年4月から開始されました。当初は、放射性セシウム濃度が高い魚介類が多くみられ、国の基準値(100Bq/kg)を超える割合も高く、漁業関係者は、先がみえないことへの不安と苛立ちが大きい状況が続きました。しかし、膨大な数のモニタリング検査を行い(2017年12月まで約5万件)、併せて様々な放射能研究を行うことで、海産魚介類の放射性セシウム濃度の傾向が明らかとなりました。放射性セシウム濃度は、魚種や海域によって異なり、事故直後に高濃度の汚染水が流れたと推測される福島第一原発の南側の浅い海域で濃度の高い魚介類が多く、反対に沖合や北側の海域では濃度の高い魚介類が少ない傾向がみられました。また、魚類以外の軟体動物や甲殻類などでは、放射性セシウムが検出された種類でも速やかに低下することもわかりました。

このような結果を基に、2012年6月から魚

種を限定して、流通販売までを行う試験操業が開始されました。最初は、タコ類2種と沖合性のバイ貝1種の僅か3種を対象とし、操業海域は、県北部の水深150m以深に限定していましたが、時間の経過とともに放射性セシウム濃度は低下し、2015年4月以降約3年間、基準値を超えるものは1件もありません。不検出の割合は、2017年1年間の合計で98%と放射能はほぼ検出されなくなりました。このため、試験操業の対象種は、2017年1月までに段階的に97種に拡大し、2017年4月からは、出荷制限指示がかかっている魚種を除く全てを対象としました。操業海域も段階的に拡大し、2017年3月には福島第一原発の半径10kmを除く福島県沖全域となりました。県全体でみれば全ての漁法で試験操業が可能となっています。

今後の課題としては、本格操業に向けてどのように進めていくかということになります。試験操業は様々な協議を経て、一つ一つの計画を決めていきますが、試験操業の枠組みを構築する過程で、段階的に意思決定できる基盤ができています。今後は、これら組織において、漁業者、漁業関係団体、行政機関が連携して、本格操業に向けた議論が開始されることを期待するとともに、研究機関としても、引き続き魚介類の安全性の確認を行い、消費者の方々に情報発信することで、福島県産の水産物の需要が拡大するよう支援してまいります。

(ねもと よしはる)